

## 約 定

1. 私は、退職会員の資格を喪失したとき、また、この約定及び兵庫県学校厚生会（以下「厚生会」という。）貸付金取扱細則ならびにその他の諸規定の一つにでも違反したときは、未償還元利金を即時一括して償還します。
2. 私は、退職会員の資格を喪失するなどの理由で、連絡先等が不明になった場合、厚生会届出済みの第二連絡先に債務状況等を通達されることに異議ありません。
3. 厚生会が必要と認めたときは、私が受領すべき給付金等（名称の如何を問いません。）を厚生会の有する債権に厚生会が認める順序方法により充当処理されても異議ありません。このことにかかる書類作成の必要があれば、いつでもその要求に応じます。
4. 厚生会と保証受託会社の間で契約している保証制度の適用を受けるものとし、保証受託会社所定の料率による保証料を厚生会に毎月の貸付金償還額に加え分割して支払うことに同意します。また、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、保証料率が厚生会と保証受託会社の間で一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。
5. 私の債務不履行に基づく厚生会から保証受託会社への債権譲渡については何ら異議なく厚生会と保証受託会社（求債権者）に対して誠意をもって処理します。
6. 厚生会が必要と認めたときは、厚生会が承認する担保を差し入れ、または保証人をたて、若しくは追加します。
7. 債務不履行に基づく場合の延滞利息等の額は、利息制限法の定めるところにより計算した額に償還に要した費用を加算した額の範囲内で定めた額とします。なお、その償還方法、時期は厚生会所定の方法によることに同意します。
8. 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当然に期限の利益を喪失し、厚生会に対し、残債務全額を直ちに支払います。
  - (1) 借受人が本借用証書に定める債務の履行を2回以上怠ったとき
  - (2) 借受人が第三者から差押え又は仮差押えを受けたとき
  - (3) 借受人が破産又は民事再生の申立をしたとき
9. 名前、住所、その他届け出事項を変更したときは、直ちに書面によって届け出をいたします。この届け出を怠ったために、厚生会からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに、到着したものとされても異議ありません。
10. 強制執行の承諾がある公正証書を作成する必要が生じたときは、いつでもその要求に応じます。
11. 証書の作成等、その他必要費用は私の負担とし、訴訟が生じたときは私の現住所にかかわらず、厚生会本部所在地を管轄する裁判所を充てることに異議ありません。